

栃木市道路等のアダプト制度実施要綱

平成22年3月29日

告示第193号

(目的)

第1条 この告示は、身近な公共空間である道路、河川、公園等（以下「道路等」という。）の美化、保全等を、栃木市道路等のアダプト制度（以下「アダプト制度」という。）により推進するとともに、環境美化に対する市民意識の高揚と地域活動の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「アダプト制度」とは、市民が無償で道路等の美化活動を行い、市がその活動を支援するもので、市長によって指定された道路等において、市長との合意に基づき清掃、除草等を実施し、良好な維持管理を行うものをいう。

(活動者の活動)

第3条 アダプト制度に基づく活動を行うもの（以下「活動者」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 空き缶、吸殻、紙くず等の収集及び除草
- (2) 草花等の育成及び管理
- (3) 施設の破損等の情報提供
- (4) その他市長が必要と認めた活動

(市長の役割)

第4条 市長は、活動者が行う活動に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 清掃、除草活動等に必要な物品の提供及び貸与
 - (2) 活動者名等を記した看板の設置
 - (3) 傷害保険の加入
 - (4) その他市長が必要と認めたもの
- (活動者)

第5条 活動者になることができるものは、制度の趣旨に賛同する自治会、商店会、企業その他の団体及び個人とする。

(届出)

第6条 活動者になることを希望するものは、希望する区域及び活動内容を記した活動者届出書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

(合意書の取り交わし等)

第7条 市長は、前条の届出書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切であると認めたときは、届出者と合意書（別記様式第2号）を取り交わすものとする。

(合意の解消)

第8条 活動者が、合意の解消を希望するときは、活動者辞退届（別記様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、合意を解消することができるものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) 活動者の活動が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 活動者が公共の利益に反し、又は反する恐れのある行為を行ったとき。

(4) その他市長が活動者として不相当と認めたとき。

3 市長は、前項の規定により合意を解消するときは、活動者合意解消通知書（別記様式第4号）により活動者へ通知しなければならない。

（活動報告）

第9条 活動者は、毎年度末までの活動報告書（別記様式第5号）を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の栃木市道路等のアダプト制度実施告示（平成19年栃木市告示第74号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。